

第三次高槻市子ども・子育て支援事業計画の一部改訂について

こども誰でも通園制度に係る市町村子ども・子育て支援事業計画の策定について、乳児等のための支援給付の創設に伴い、事業の法的な位置づけの変更や指針の改訂で市町村子ども・子育て支援事業計画の基本的記載事項(必須記載事項)が追加されたため、下記のとおり必要な改訂を行うものです。

改訂内容

- 1 乳児等通園支援事業について、現行の地域子ども・子育て支援事業から新たな給付制度への移行について追記（該当ページ P43）

【改訂の経緯】

乳児等通園支援事業については、令和7年度に限り子ども・子育て支援法(以下「支援法」という。)上の地域子ども・子育て支援事業に位置付けられ、令和8年度以降は支援法上の新たな給付となる「乳児等のための支援給付」に位置付けられることとなったことから、その旨を追記する必要が生じたものです。

- 1 乳児等通園支援事業について、現行の地域子ども・子育て支援事業から新たな給付制度への移行について追記（該当ページ P43）

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保の内容並びに実施時期

(1)提供区域の設定

地域子ども・子育て支援事業についても、教育・保育提供区域である6区域を基本としますが、利用実態が異なることから、事業ごとに次のとおり設定します。

事業	区域設定
①利用者支援事業	市内全域(市内1区域)
②～⑭ 略	略
⑮乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度) ※2	市内全域(市内1区域)

※1 量の見込み及び確保方策の算出対象外

※2 令和8年度以降は乳児等のための支援給付として位置づけ

(注) 次ページから示している量の見込み及び確保方策の人数合計の端数処理の関係で合わない場合があります。また、量の見込みの全市の数値がアンケート調査内容の関係で合わない形となります。

地域子ども・子育て支援事業から乳児等のための支援給付への移行を追記

2 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項への追記（該当ページ P70）

【改訂の経緯】

指針が令和7年9月に改正され、教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項の記載の対象として、従前「教育・保育施設及び地域型保育事業者」とあったものが、「教育・保育施設、地域型保育事業者及び乳児等通園支援事業者」に改正されたことから、当該事項の対象に乳児等通園支援事業者を追記するものです。

2 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項への追記（該当ページ P70）

5 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

(1) ~ (3) 略

当該事項の対象に乳児等
通園支援事業者を追記

(4) 教育・保育施設、地域型保育事業者及び乳児等通園支援事業者の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策について

配置計画では、公立施設と民間施設の役割分担と連携についても掲げており、特に公立施設は、今後教育・保育提供区域内の核として、区域内の教育・保育施設等の施設間の連携や、小学校への円滑な接続に向けての民間施設も含めた保幼小連携の推進を図る等、コーディネーターとしての役割を果たしていくことで、その連携の推進を図ります。

(参考)

指針…教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成二十六年内閣府告示第百五十九号)